

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、  
日曜、  
休日は、  
がと日  
たる翌  
の当  
そ)

## 目 次

◇告 示 字の区域の変更(二件)(市町村振興課)

土地改良法による換地処分(二件)(農村整備課)

## 告 示

### 鳥取県告示第二百二十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、智頭町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による県営土地改良事業に係る智頭地区第六工区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成九年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域(平成八年十月十五日現在の地番による。)
大字西字塚字清水	大字西字塚字清水の全域
水	大字西字塚字風呂屋谷九の一、一〇の一
大字西字塚字風呂屋谷	大字西字塚字花井皆地一八の一、一九の一の一部、二〇の一部、二〇次一、二二の一部、二二の二の一部、三二の三の一部、三二の五の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字西字塚字風呂屋谷	大字西字塚字風呂屋谷のうち九の一、一〇の一以外の区域
大字西字塚字花井皆地	大字西字塚字花井皆地のうち一八の一、一九の一の一部、二〇の一部、二〇の次一、二二の一部、二二の二の一部、三二の三の一部、三二の五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字西字塚字横畑ケ	大字西字塚字横畑ケのうち六九の一及びこれと一体をなす国有地並びに六八の一、六九と一体をなす国有地以外の区域
大字西字塚字横畑ケ	大字西字塚字横畑ケ六九の一及びこれと一体をなす国有地並びに六九と一体をなす国有地の一部
木谷口	大字西字塚字栃木谷口のうち七〇の一の一部以外の区域
大字西字塚字広皆地	大字西字塚字広皆地八四の一の一部、八四次二の一部、八六から八八までの一部及びこれらと一体をなす国有地
大字西字塚字広皆地	大字西字塚字横畑ケ六八の一、六九と一体をなす国有地
大字西字塚字栃木谷口	大字西字塚字栃木谷口七〇の一の一部
大字西字塚字広皆地	大字西字塚字広皆地のうち八四の一の一部、八四次二の一部、八五の一の一部、八六から八九までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字西字塚字栃木谷口	大字西字塚字栃木谷口九一、九四と一体をなす国有地の一部

<p>大字西宇塚字柿木谷口</p>	<p>大字西宇塚字広皆地八五の一の一部、八七の一部、八九の一部 大字西宇塚字柿木谷口のうち九一、九四と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>城 大字西宇塚字岡</p>	<p>大字西宇塚字岡城のうち一五三の一と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字西宇塚字岡城谷一七九の一の一部、一七九の二の一部</p>
<p>城谷 大字西宇塚字岡</p>	<p>大字西宇塚字岡城一五三の一と一体をなす国有地の一部 大字西宇塚字岡城谷のうち一七九の一の一部、一七九の二の一部以外の区域</p>
<p>輪田 大字西宇塚字五</p>	<p>大字西宇塚字五輪田のうち二二二の一の一部、二二二の二の一部、二二二の三から二二二の三まで、二二三の一部、二二四の一部、二二五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字西宇塚字馬橋二二七の一、二二七の二、二二七の五、二二七の七、二二七の八、二二八の一の一部、二二八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>橋 大字西宇塚字馬</p>	<p>大字西宇塚字馬橋のうち二二七の一、二二七の二、二二七の五、二二七の七、二二七の八、二二八の一、二二八の二、二二九の一、二二九の二、二三〇の一、二三〇の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>將軍 大字西宇塚字大</p>	<p>大字西宇塚字馬橋二二八の一の一部、二二九の一の一部、二三〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字西宇塚字大將軍のうち二三一の一の一部、二三二の二の一部、二三一の三、二三四の一の一部、二三四の二、二三五の一部、二三六の一の一部、二三六の二、二三七の一、二三七の二、二三八</p>
<p>大字西宇塚字山崎前</p>	<p>及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字西宇塚字五輪田二二二の一の一部、二二二の二の一部、二二二の三から二二二の三まで、二二三の一部、二二四の一部、二二五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字西宇塚字馬橋二二八の一の一部、二二八の二の一部、二二九の一の一部、二二九の二、二三〇の一の一部、二三〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字西宇塚字山崎</p>	<p>大字西宇塚字山崎前二四四の二の一部及びこれと一体をなす国有地 大字西宇塚字山崎のうち二七四の二の一部、二七五の一の一部、二七七の三の一部、二七八の二から二七八の三までの一部以外の区域 大字西宇塚字中村二七九の一部、二八〇の一の一部、二九四の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>大字西宇塚字中 村</p>	<p>大字西宇塚字大將軍二二七の二と一体をなす国有地の一部 大字西宇塚字山崎二七四の二の一部、二七五の二の一部 大字西宇塚字中村のうち二七九の一部、二八〇の二の一部、二八〇の二の一部、二八三の二の一部、二八三の五の一部、二八四の一部、二八八の二の一部、二八八の二の一部、二九四の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二八九、二九〇の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字西宇塚字水落二九五の一三、三一五の二、三一五の六、三一六の二から三一六の四まで、三一七の三、三一七の四及びこれらと一体をなす国有地 大字西宇塚字瓜屋前三四一の二の一部、三四二の二の一部 大字西宇塚字水落のうち二九五の二三、三一五の二、三一五の六、三一六の二から三一六の四まで、三一七の三、三一七の四、三二八、三二八の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字西宇塚字石敷のうち三三九の二の一部、三三二の一部、三三二の二の一部、三三五の一部、三三五の二の一部、三三六の二の一部、三三六の一、三三七、三三八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字西宇塚字中村二八八の二の一部、二八八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二八九、二九〇の二と一体をなす国有地の一部 大字西宇塚字石敷三三九の二の一部、三三二の一部、三三二の二の一部、三三五の一部、三三五の二の一部、三三六の二の一部、三三六の一、三三七、三三八及びこれらと一体をなす国有地 大字西宇塚字瓜屋前のうち三四一の二の一部、三四二の二の一部、三四四の七、三四五の二及びこれらと一体をなす国有地並びに三五二の二、三五二の一、三五三、三五四の二、三五四の三、</p>
----------------------	--

<p>大字西宇塚字大 田</p>	<p>三五四の五、三五五、三五六、三五六の一、三六〇の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字西宇塚字瓜屋三八六の五 大字西宇塚字岡ノ河原四二〇の二の一部、四二〇の二の一部 大字西宇塚字水落三三八、三三八の一及びこれらと一体をなす国有地 大字西宇塚字瓜屋前三四四の七、三四五の二及びこれらと一体をなす国有地 大字西宇塚字岡ノ河原のうち四二〇の二の一部、四二〇の二の一部以外の区域 大字西宇塚字瓜屋前三五一の二、三五二の二、三五三、三五四の一、三五四の三、三五四の五、三五五、三五六、三五六の一、三六〇の二と一体をなす国有地の一部 大字西宇塚字瓜屋上のうち四三四の一部、四三六の一部、四三八の一部、四四二の一部、四四三、四四四の一部、四四四の一、四四五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字西宇塚字瓜屋上四三四の一部、四三六の一部、四三八の一部、四四二の一部、四四三、四四四の一部、四四四の一、四四五及びこれらと一体をなす国有地 大字西宇塚字クマノ内の全域 大字西宇塚字大田五二四の一、五二六の三、五二九の二 大字西宇塚字中河原五三九、五四〇の一及びこれらと一体をなす国有地 大字西宇塚字大田のうち五二四の一、五二六の三、五二九の二以外の区域</p>
----------------------	--

大字西宇塚字中河原	大字西宇塚字中河原のうち五三九、五四〇の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字西宇塚字吉ヶ谷口	大字西宇塚字吉ヶ谷口のうち五九八、五九九及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字西宇塚字ケモン所	大字西宇塚字吉ヶ谷口五九八、五九九の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字西宇塚字ケモン所の全域 大字西宇塚字野保志原六二二の一部
大字西宇塚字野保志原	大字西宇塚字野保志原のうち六二二の一部以外の区域
大字東宇塚字下モ河原	大字東宇塚字下モ河原のうち三の五、三の六、四の三、五の二、五の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字東宇塚字馬橋	大字東宇塚字馬橋の全域 大字東宇塚字堂皆地三二二の一部
大字東宇塚字追河内	大字東宇塚字追河内のうち六四の一部、六五の一の一部、六五の二、六五の三、六六の一の一部、六六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字東宇塚字高尾	大字東宇塚字高尾七八、七九の二の一部 大字東宇塚字タイ田一三四の三及びこれと一体をなす国有地 大字東宇塚字追河内六四の一部、六五の一の一部、六五の二、六五の三、六六の一の一部、六六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字東宇塚字高尾のうち七八、七九の二の一部、八二の二の一部、八六の一の一部、八六の三の一部、八七、八七の一、八八及びこ

大字東宇塚字休ミ	大字東宇塚字高尾八二の二の一部、八六の一の一部、八六の三の一部、八七、八七の一、八八及びこれらと一体をなす国有地 大字東宇塚字休ミの全域
大字東宇塚字タイ田	大字東宇塚字タイ田のうち一三四の三の一部、一四二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字東宇塚字土居ノ前	大字東宇塚字土居ノ前一七五の一から一七五の三まで、一七六の五、一七六の六、一八四の五及びこれらと一体をなす国有地 大字東宇塚字土居ノ前のうち一七五の一から一七五の三まで、一七六の五、一七六の六、一八四の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字東宇塚字中田	大字東宇塚字中田の全域
大字東宇塚字堂皆地	大字東宇塚字中尾口五〇六の二、五〇八の三 大字東宇塚字堂皆地のうち三二二の一部、三三〇の二の一部、三三八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三三七、三三九と一体をなす国有地以外の区域
大字東宇塚字屋敷皆地	大字東宇塚字屋敷皆地三四五の一部、三四六の一部、三四八の二の一部、三六七の二の一部 大字東宇塚字堂皆地三三〇の二の一部及びこれと一体をなす国有地 大字東宇塚字屋敷皆地のうち三四五の一部、三四六の一部、三四八の二の一部、三六七の二の一部、三六七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字東宇塚字萩原三八六の一部、三八七の一部、三八八の一部、三八八の一、三八九から三九一まで、三九二の二から三九二の四

大字東宇塚字門 以後	<p>までの一部</p> <p>大字東宇塚字堂皆地三三八の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに三三七、三三九と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字東宇塚字屋敷皆地三六七の二の一部、三六七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字東宇塚字門以後のうち三七五の一部、三七六の一部、三七七の一部、三七七の二の一部、三八二の一部、三八三から三八五まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
大字東宇塚字萩 原	<p>大字東宇塚字タイ田一四二の一部</p> <p>大字東宇塚字屋敷皆地三六七の二と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字東宇塚字門以後三七五から三七七までの一部、三七七の二の一部、三八三の一部、三八四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三八五と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字東宇塚字萩原のうち三八六から三八八までの一部、三八八の一、三八九から三九一まで、三九二の二から三九二の四までの一部、四〇三の二の一部、四〇七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三九五、四〇八、四一二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字東宇塚字池ノ谷四二二の一部</p> <p>大字東宇塚字大カゲ四二九の一及びこれと一体をなす国有地</p>
大字東宇塚字池 ノ谷	<p>大字東宇塚字萩原四〇七の一部及びこれと一体をなす国有地並びに四〇八、四一二と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字東宇塚字池ノ谷のうち四二二の一部以外の区域</p>
大字東宇塚字大 カゲ	<p>大字東宇塚字門以後三八二から三八四まで一部、三八五及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字東宇塚字萩原四〇三の二の一部、四〇七の一部</p>
大字東宇塚字中 尾口	<p>大字東宇塚字大カゲのうち四二九の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字東宇塚字中尾口のうち五〇六の二、五〇八の三以外の区域</p>
大字河津原字川 尻	<p>大字河津原字川尻のうち五の一の一部、二二の一、二二の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一八の一、二二、二五の二から二五の四まで、二七、二八、三三の三と一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字河津原字山口四二二の二の一部、四二二の二の一部</p>
大字河津原字山 口	<p>大字河津原字川尻二二の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>大字河津原字山口のうち四二二の二の一部、四二二の二の一部以外の区域</p> <p>大字河津原字尾崎<sup>八七</sup><sub>八八</sub>合併の一部、八九の一部、九二の一部</p> <p>大字河津原字スゲ谷口二九一の三</p>
大字河津原字尾 崎	<p>大字河津原字川尻五の一の一部、二二の一の一部、二二の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一八の一、二二、二五の二から二五の四まで、二七、二八、三三の三と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字河津原字山口四二二の二の一部</p>
大字河津原字小 谷口	<p>大字河津原字尾崎<sup>八七</sup><sub>八八</sub>合併の一部、八九の一部、九二の一部、一一五の一、一一五の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字河津原字尾崎一一五の一、一一五の二及びこれらと一体をなす国有地</p>

大字河津原字水落	大字河津原字水落のうち一八六の一の一部、一八六の二の一部、一八七の一の一部以外の区域
大字河津原字マア谷	大字河津原字マア谷一九六及びこれと一体をなす国有地
大字河津原字マア谷二〇一の三	大字河津原字マア谷二〇一の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字河津原字ケモドコ	大字河津原字ケモドコ二一八の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字河津原字スゲ谷口	大字河津原字スゲ谷口のうち二九一の三以外の区域
大字河津原字小谷口	大字河津原字小谷口の一三九の五、一四三の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字河津原字一六二の五	大字河津原字一六二の五の一部、一六二の六、一六三の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字河津原字一四三の一	大字河津原字一四三の一と一体をなす国有地の一部
大字河津原字一六二の五	大字河津原字一六二の五の一部、一六二の六、一六三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一七四、一七四の一、一七五、一七六と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字河津原字一八六の二	大字河津原字一八六の二の一部、一八六の二の一部、一八七の一の一部

鳥取県告示第二百二十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、日南町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による日南町が行う土地改良事業に係る神戸上地区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成九年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（平成八年十月一日現在の地番による。）
神戸上字キロ原	神戸上字キロ原のうち二〇二八から二〇三三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
神戸上字上ハノ口	神戸上字キロ原二〇二八から二〇三三まで及びこれらと一体をなす国有地
	神戸上字上ハノ口の全域
	神戸上字原林三〇一四の一部
神戸上字原林	神戸上字原林のうち三〇一四の一部以外の区域

鳥取県告示第二百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、  
県営土地改良事業に係る智頭地区第六工区の換地処分を行ったので、同条第十項におい  
て準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成九年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法  
第五十四条第三項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業に係る神戸上地区の換地  
処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四  
条第四項の規定により告示する。

平成九年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次